京都市教育委員会告示第3号

令和6年1月19日京都市教育委員会告示第2号(個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の開催のために必要な施設の設備の程度及び候補者、候補者届出政党又は衆議院名 簿届出政党等が納入すべき費用額)の一部を次のように改めます。

令和6年10月11日

京都市教育委員会

「1 施設の設備の程度」の表北総合支援学校の項の次に次の1項を加える。

北総合 支援学校体育館	396		 いす1脚	長机 10 脚 いす 18 脚
中央分校		700w12 個		

「1 施設の設備の程度」の表鳴滝総合支援学校の項の次に次の2項を加える。

西 総 合支援学校	休杏館	721	蛍光灯 20W13 個 40W28 個 LED 130W18 個	卓子1脚 いす1脚	机1脚 いす4脚
呉 竹 総 合 支 援 学 校	休苔館	775	LED 20. 6W3 個 31. 9W17 個 112W21 個	卓子1脚 いす1脚	机6脚 いす12脚

(教育委員会事務局教育環境整備室)